

# 避難行動ガイド

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告などを発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

## 避難とは…

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1	2	3	4
指定避難所・指定避難場所等への移動。	警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難。(公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で高い建物などへの移動。	建物内の安全な場所での待避。(家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には、斜面と反対方向の高い崖への移動が有効です。
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

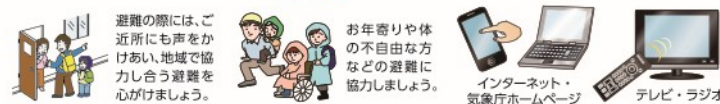
## 避難行動に関する行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。</li> <li>● 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立ち退き避難をする。</li> <li>● 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立ち退き避難をする。</li> </ul>
避難勧告	● 非常持ち出し品をもって、立ち退き避難をする。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難がまだの人は、立ち退き避難する。</li> <li>● 立ち退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>

※「自主避難」とは…避難勧告などを待たず、自主的に地区の集会施設、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守るようになります。



## 大雨のとき

河川の近くや、土砂災害の恐れがある区域に対して、町が設定している基準に達した場合に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。また、従来までの想定以上に短時間で大雨が想定される場合、短時間で避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。各自で早めの判断をおこない、「危ない」と判断したら、ただちに危険な区域から離れる「自主避難」することが命を守るようになります。

## 地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。

## 火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

## その他

災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

# 特別警報

## 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

## 大津波警報なども特別警報に位置づけられます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づけられる)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)が特別警報に位置づけられる)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報に位置づけられる)

## 特別警報が発表されたら…

- ・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

## 命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。  
気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>  
特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>